

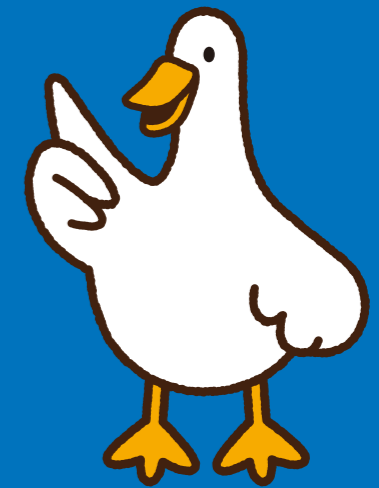
「生きる」を創る。

Aflac

働くあなたを支える

アフラックの
休職保険お給料の1/3が
減ってしまったら

あなたの生活はどう変わりますか？



この保険は、ご加入時に被用者保険の被保険者である場合に限りお申し込みいただけます（会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者はお申し込みいただけません）。被用者保険とは、主に会社員などを対象とした全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、組合管掌健康保険（健康保険組合）、各種共済組合、船員保険を指します。

No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

契約年齢

満18歳～満65歳

この保険は、「病気やケガの保障、がんや重大疾病（特定の疾病）の保障、介護や障がいの保障」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。

！ はお客さまにとくに確認いただきたい項目です。

ご契約の前に「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。

アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

- 本商品は、ご加入時に被用者保険の被保険者である場合に限りお申し込みいただけます。被用者保険とは、主に会社員などを対象とした全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）、組合管掌健康保険（健康保険組合）、各種共済組合、船員保険を指します。なお、会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者はお申し込みいただけません。
- お申し込みの際には、この「パンフレット」のほか、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 「パンフレット」は大切に保管してください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。

- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・
ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027

月～金および第2・4土曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

◇（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書（電子メール・FAXは不可）あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。



お問い合わせ、お申し込みは
〈募集代理店〉

◎この「パンフレット」にある保険料および保障内容などは、契約日が2022年3月22日以降の保険契約に適用となります（ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります）。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



No.B21A106 22.03(新) 821A106 AF提金ツ-2021-0067 12月21日

病気やケガで休職するリスクは誰 にもあります。

休職は身近なリスク

働く人の10人に1人は、**1カ月(31日)以上の休職*1**を経験しています。

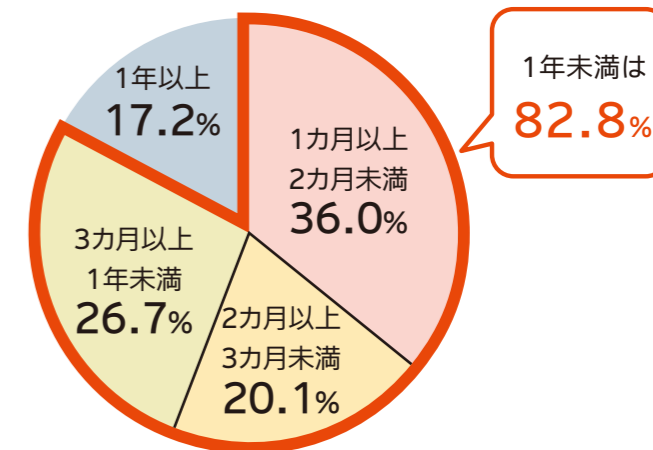
●1カ月以上休職した方の割合*2



休職の期間

1カ月以上休職した方のうち、**約8割の方の休職期間は1年未満**です。

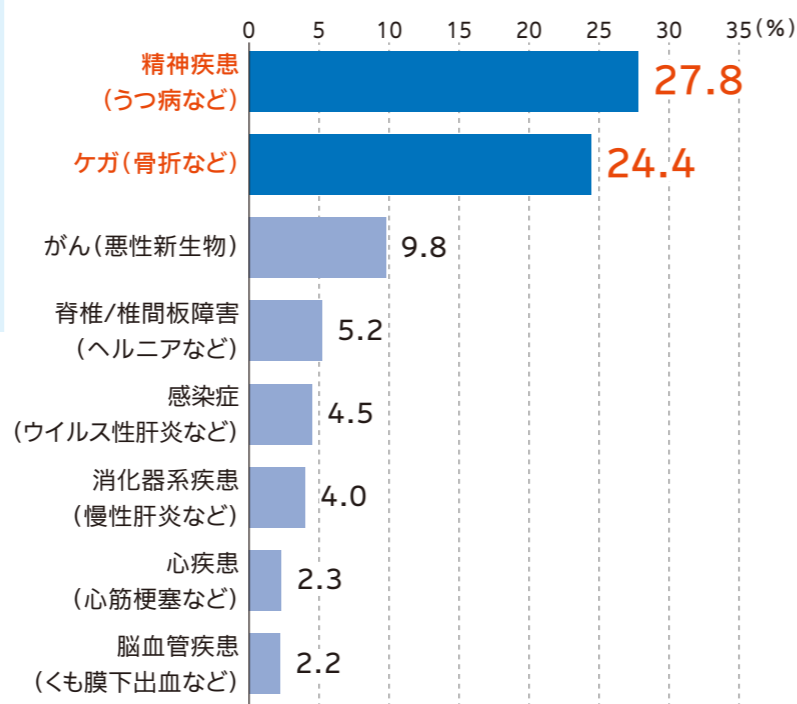
●1カ月以上休職した方の休職日数の割合*2



休職の原因

原因はさまざまですが、**精神疾患による休職が最も多く、つぎにケガ(骨折など)が多くなっています。**

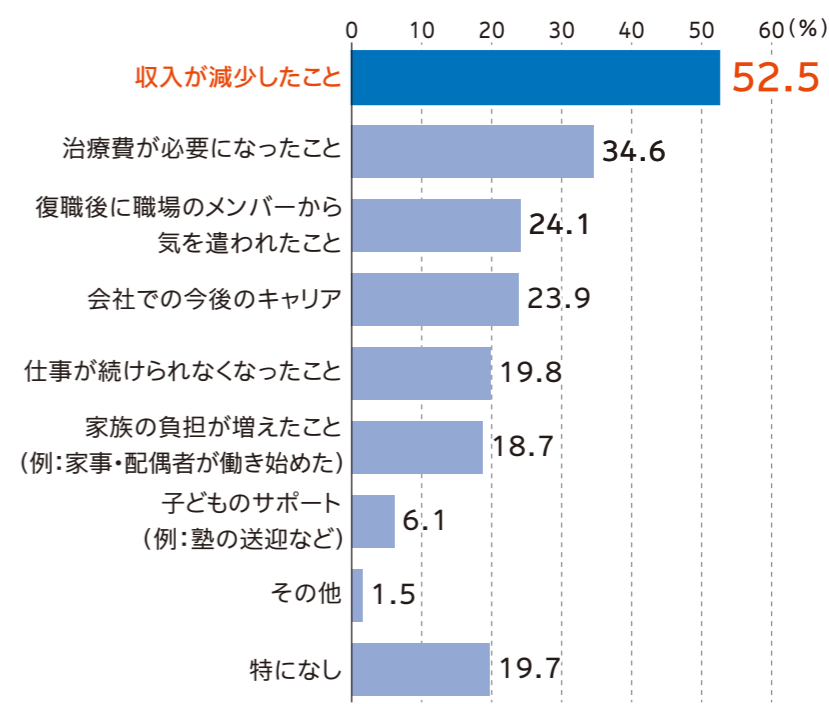
●1カ月以上休職した主な原因*2 (複数回答)



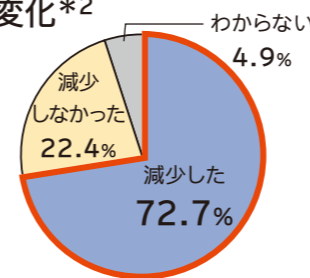
休職経験者が困ったこと

1カ月以上の休職で**収入が減少した方は約7割**です。また、**半数以上の方が、収入が減少して困った**と回答しています。

●1カ月以上休職した方が困ったこと*2 (複数回答)



●1カ月以上休職した方の収入の変化*2



休職による収入減少が、生活に与える影響について考えてみましょう。

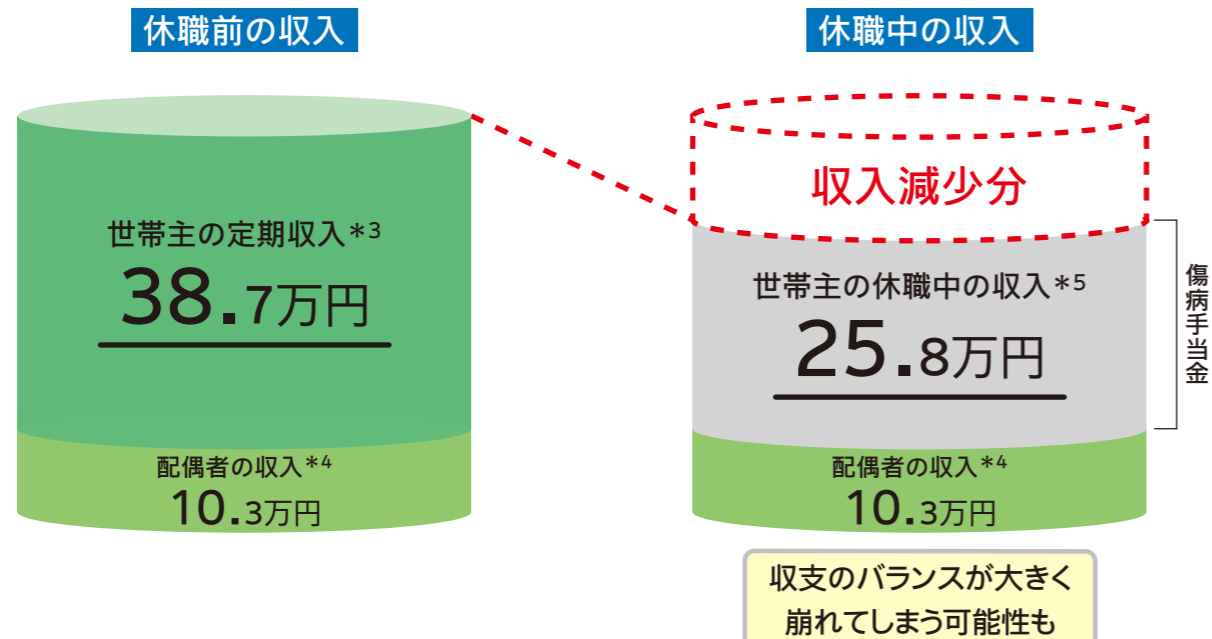
*1 有給休暇や欠勤などを含まず(産休・育休は含みません)。
*2 「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アブラック実施)」

休職による収入減少でご家族の生活が大きく変わってしまう可能性があります。

1カ月の収入と支出

もしも世帯主の収入の1/3が減少*1したら、どの支出を減らせますか？
毎月の支出は、すぐに減らすことが難しいものもたくさんあります。

●1カ月間の収入と主な支出の平均額*2



例 2人以上の世帯のうち勤労者世帯の場合
(毎月の収入 平均 49.0万円)
(主な支出の平均額の合計*6 50.5万円)

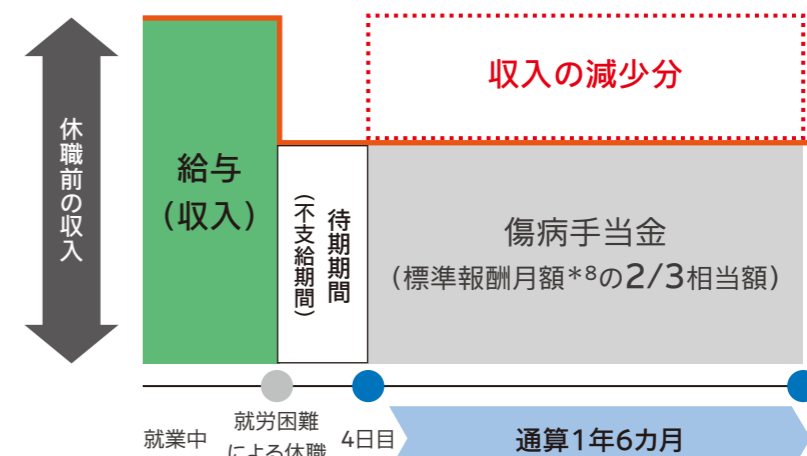


公的保障制度について

●休職したときの公的保障(傷病手当金)

休職した場合に支払われる「傷病手当金」は給与と同額ではありません。
傷病手当金を受け取っても**収入の約1/3が減少**します。

<しくみ>



「傷病手当金」とは

被用者保険の被保険者が休職したときの公的保障で、加入している健康保険組合などから休職した日数に応じて支給されます。

<休職した日1日あたりの支給額>

(直近12カ月の標準報酬月額を平均した額 ÷ 30) × 2/3に相当する金額

※被保険者期間が1年未満の場合は算出方法が異なります。

※傷病手当金は非課税所得となります。

<支給される条件>

つぎの①②③④すべてに該当したとき

- ① 業務外の事由による病気やケガの療養のための休職であること
- ② 仕事に就くことができないこと
- ③ 待期間(連続して仕事を休んだ3日間)を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- ④ 休職した期間について給与の支払いがないこと

ご加入の被用者保険によっては、支給額・支給期間などが異なる場合があります。

※2022年1月現在の公的保障制度にもとづいて記載しています。

生活への影響

収入が減少した場合、生活費を切り詰める必要があるかもしれません。
また、お子さまの教育費や住宅費などを見直すことになるかもしれません。

収入減少が続くと...

- ・貯蓄を取り崩すことになり生活設計に大きな影響があるかも
- ・ご家族の生活が大きく変わってしまう可能性も

例	日々の生活は? (生活費)	お子さまは? (教育費)	住む場所は? (ローン・賃料)
	<ul style="list-style-type: none"> ・食費を切り詰める ・水道、電気、ガスを節約する ・携帯電話のプランなどを見直す 	<ul style="list-style-type: none"> ・習い事を減らす、やめる ・教育ローンや奨学金を利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち家を売却する ・賃料の安い物件に引っ越す ・実家に戻る

アフラックの
休職保険

なら休職による収入減少に備えることができます。

*1 公的保障(傷病手当金)を収入の2/3受給した場合の収入減少の割合です。労災認定を受けている場合やご加入の被用者保険などによって傷病手当金の支給額の割合は異なる場合があります。

*2 総務省統計局「2020年 家計調査(家計収支編)調査結果」
(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/index3.html>)
2人以上の世帯のうち勤労者世帯(うち世帯主が60歳未満)をもとにアフラック作成

*3 社会保険料・税金などが控除される前の額面金額です(臨時収入・賞与を除く)。

*4 社会保険料・税金などが控除される前の額面金額です(臨時収入・賞与を含む)。

*5 傷病手当金の推計額(「世帯主の定期収入」乗じた額)です。労災認定を受けている場合支給額が異なる場合があります。

*6 端数を切り捨てているため合計額と一致しません。

*7 住宅ローン返済額、家具・家事用品を含みます。

金額です(臨時収入・賞与を除く)。

金額です(臨時収入・賞与を含む)。
を標準報酬月額の平均として2/3をやご加入の被用者保険などによって

せん。

す。

*8 「標準報酬月額」とは

社会保険料などの計算に用いられる金額です。
毎年4~6月に支給した報酬の平均額(報酬月額)を、「標準報酬月額表」の区分(等級)に当てはめ、標準報酬月額を算定します。

標準報酬月額の基準となる3カ月の報酬には、基本給のほか、役付手当や通勤手当、家族手当、住宅手当、残業手当などが含まれます(臨時に支払う報酬や支払回数が年3回以下の賞与は含まれません)。ご加入の被用者保険によっては、支給額・支給期間などが異なる場合があります。

アフラックの休職保険

アフラックの休職保険
就労所得保障保険[短期型・無解約払戻金]

「アフラックの休職保険」のポイント

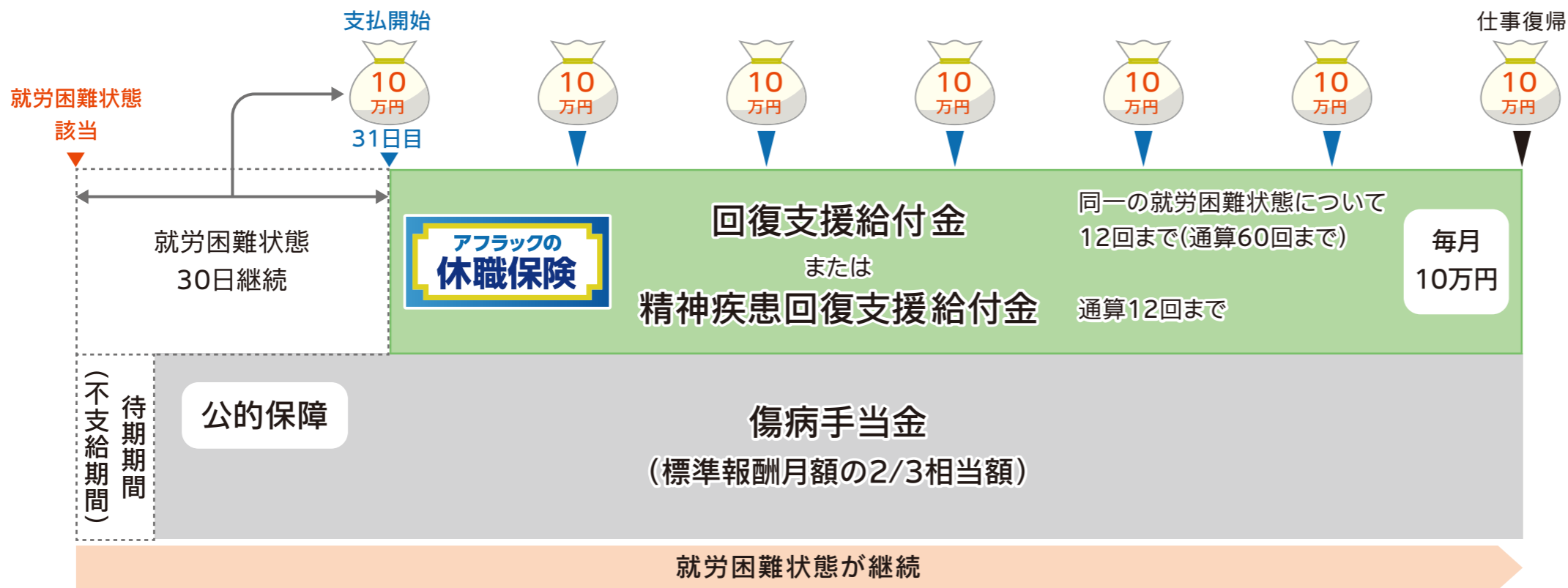
- 保険期間は1年で、最長70歳まで保障を継続いただけます。^{*1}
- 病気やケガによる休職(就労困難状態)が30日をこえて継続した場合、**毎月給付金をお受け取り**いただけます。
- 精神疾患保障の有無と給付金月額をお選びいただけます。



● 契約の限度については、9ページの「Q&A」「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。
● 給付金のお支払いなどについて詳しくは、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保障イメージ

- 1型(精神疾患保障あり)
- 給付金月額10万円(回復支援給付金月額10万円、精神疾患回復支援給付金月額10万円)
- 保険期間・保険料払込期間:1年



「就労困難状態」とは

支払対象となる「就労困難状態」とは、つぎの(1)(2)いずれかに該当する状態をいいます。

(1)入院

(2)在宅療養

(下記の(a)(b)いずれにも該当する状態)

- (a) 医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅などで、**医師の医学管理下において計画的な治療に専念している状態**
- (b) **アフラック所定の休職証明書の提出**により、病気やケガを原因として**勤務先を休職している**と認められる状態
ただし、アフラック所定の休職証明書の提出ができない期間は、**医師により軽労働、座業および軽い家事ができないと診断された状態**

保障内容の型		給付金名称	支払事由	支払限度
1型 (精神疾患保障あり)	2型 (精神疾患保障なし)			
●	●	回復支援給付金	①第1回 病気(精神障害、妊娠・出産などを除く)やケガで就労困難状態に該当し、その状態が30日をこえて継続したとき ②第2回以後第12回まで 支払基準日 ^{*2} に、直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 同一の就労困難状態について12回まで ● 契約継続後の保険期間を含め、通算60回まで
●	—	精神疾患回復支援給付金	①第1回 精神疾患で就労困難状態に該当し、その状態が30日をこえて継続したとき ②第2回以後第12回まで 支払基準日 ^{*2} に、直前の支払基準日から①の就労困難状態が継続しているとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約継続後の保険期間を含め、通算12回まで

*1 ご契約後のご請求の状況などにより継続をお取り扱いしないことがあります。

*2 第1回は支払事由に該当した日、第2回以後はその後の月単位の応当日のことをいいます。
(応当日のない月については、その月の末日を応当日とします。)

アフラックの
休職保険

アフラックの休職保険
月払保険料(個別取扱)

保険料払込期間:1年

■給付金月額10万円(回復支援給付金月額/精神疾患回復支援給付金月額10万円)
給付金月額15万円(回復支援給付金月額/精神疾患回復支援給付金月額15万円)

- 契約日が2022年3月22日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)となります。
(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります。)
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢によって決まります。
- 本商品は1年ごとに保障が継続されます(アフラックが承諾した場合に限ります)。継続後の保険料は継続日現在の被保険者の満年齢・保険料率によって決まります。
- 被用者保険の被保険者である場合限りお申し込みいただけます。

男性

契約日の満年齢	1型(精神疾患保障あり)		契約日の満年齢	2型(精神疾患保障なし)	
	給付金月額 10万円	給付金月額 15万円		給付金月額 10万円	給付金月額 15万円
18~19歳	1,880円	2,820円	18~19歳	1,490円	2,235円
20~24歳	1,910円	2,865円	20~24歳	1,510円	2,265円
25~29歳	1,960円	2,940円	25~29歳	1,570円	2,355円
30~34歳	2,040円	3,060円	30~34歳	1,650円	2,475円
35~39歳	2,150円	3,225円	35~39歳	1,770円	2,655円
40~44歳	2,270円	3,405円	40~44歳	1,900円	2,850円
45~49歳	2,610円	3,915円	45~49歳	2,240円	3,360円
50~54歳	3,100円	4,650円	50~54歳	2,720円	4,080円
55~59歳	3,940円	5,910円	55~59歳	3,490円	5,235円
60~64歳	4,790円	7,185円	60~64歳	4,270円	6,405円
65歳	5,620円	8,430円	65歳	5,030円	7,545円

女性

契約日の満年齢	1型(精神疾患保障あり)		契約日の満年齢	2型(精神疾患保障なし)	
	給付金月額 10万円	給付金月額 15万円		給付金月額 10万円	給付金月額 15万円
18~19歳	2,370円	3,555円	18~19歳	1,890円	2,835円
20~24歳	2,400円	3,600円	20~24歳	1,910円	2,865円
25~29歳	2,480円	3,720円	25~29歳	2,000円	3,000円
30~34歳	2,590円	3,885円	30~34歳	2,140円	3,210円
35~39歳	2,700円	4,050円	35~39歳	2,280円	3,420円
40~44歳	2,790円	4,185円	40~44歳	2,410円	3,615円
45~49歳	2,980円	4,470円	45~49歳	2,630円	3,945円
50~54歳	3,230円	4,845円	50~54歳	2,890円	4,335円
55~59歳	3,850円	5,775円	55~59歳	3,450円	5,175円
60~64歳	4,470円	6,705円	60~64歳	4,000円	6,000円
65歳	5,080円	7,620円	65歳	4,550円	6,825円

休職した場合に利用できる福利厚生制度

業務外の病気やケガで休職した場合に利用できるものとして、年次有給休暇や傷病手当金など法律で定められたしくみがありますが、加えて独自の制度を設けている企業や健康保険組合などがあります。

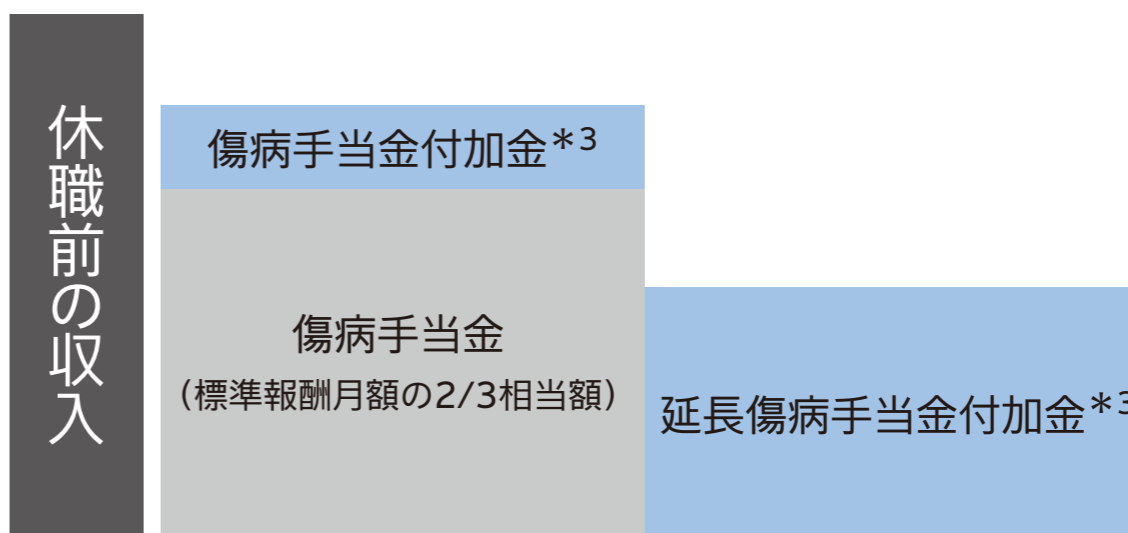
●休暇について

労働基準法で定められた年次有給休暇に加え、独自に特別休暇*1を設けている企業があります。
特別休暇取得中の給与の支給の有無や、支給額などは企業によって異なります。

●「傷病手当金」の付加給付について

ご加入の被用者保険の種類*2によっては、傷病手当金に加え、金額を上乗せする傷病手当金付加金や支給日数を延長する延長傷病手当金付加金が支給される場合があります。
傷病手当金の支給の条件は、4ページをご確認ください。

<傷病手当金などのイメージ>



就労困難による休職

*1 病気休暇、傷病休暇、療養休暇など名称は企業によって異なります。

*2 「全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)」には付加給付はありません。

*3 支給額・支給期間は被用者保険によって異なります。



お申し込みの前にご確認ください。

(詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

お申し込み・保険料・保障の継続について

Q1 給付金月額はいくらまで申し込めますか？

A1 お申し込みいただける給付金月額の限度は以下のとおりです。

●回復支援給付金

額面年収*1の3%*2または40万円のいずれか小さい額

●精神疾患回復支援給付金

額面年収の3%*2または20万円または回復支援給付金月額のいずれか小さい額

なお、お申し込みにあたっては、前年度の額面年収が150万円以上である必要があります。

*1 額面年収とは、各種社会保険料や税金などを差し引く前の金額です

(家賃収入などの不労所得は含みません。不労所得とは、利子所得・配当所得・不動産所得や証券売却益などを指します)。新入社員など、前年の年収実績が無い場合は年収見込み額となります。

*2 額面年収の計算で発生した1万円未満の端数は切り上げます。

Q2 支払事由に該当している期間も保険料の払い込みは必要ですか？

A2 はい、支払事由に該当し、給付金をお受け取りいただいている間も保険料のお払い込みは必要となります。

Q3 精神疾患回復支援給付金を通算12回受け取った後、保障はどうなりますか？

A3 回復支援給付金のみの保障となります。通算して12回目の精神疾患回復支援給付金が支払われた場合、12回目の支払事由に該当した日の後に到来する継続日に、保障内容の型を1型から2型へ変更し、お払い込みいただく保険料も変更となります(通算支払限度に達した後、2型に変更になるまでの期間は1型の保険料をお払い込みいただけます)。

Q4 退職し、国民健康保険の加入者になっても継続することはできますか？

A4 はい、継続いただけます。ご契約後に会社員の配偶者などの被扶養者や国民健康保険加入者になっても継続いただけます。

Q5 継続手続きは必要ですか？

A5 いいえ、原則として最終継続年齢の69歳まで、お申し出がない限り継続となります。ただし、ご契約後のご請求の状況などにより継続をお取り扱いしないことがあります。

給付金のお支払いについて

Q1 有給休暇を取得している間も、給付金は支払われますか？

A1 はい、就労困難状態に該当し、有給休暇を取得している場合もお支払いの対象となります。

Q2 土日や祝日など会社が休みの日も休職している日に含まれますか？

A2 はい、就労困難状態に該当する日数の計算には、非勤務日も含みます。

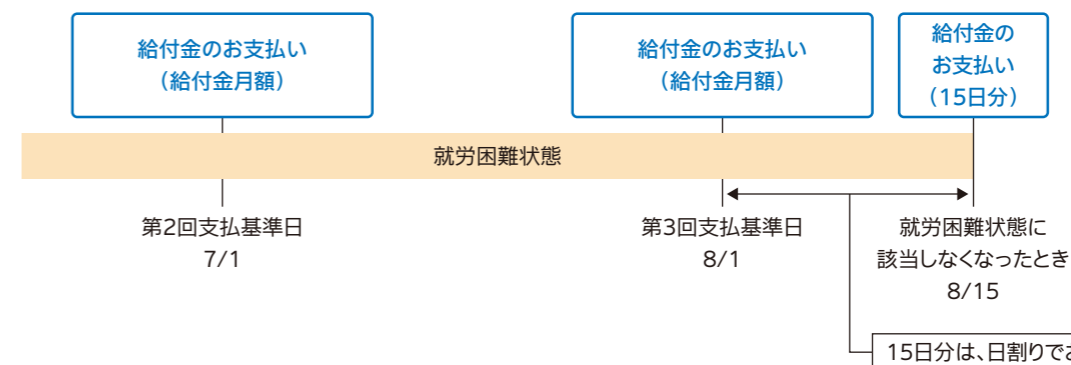
Q3 休職している場合、必ず支払対象となりますか？

A3 いいえ、休職していても医師による治療が継続していない場合は、お支払いの対象にはなりません。

Q4 前回の支払基準日から次の支払基準日が到来する前に復職した場合、給付金はいくら支払われますか？

A4 直前の支払基準日から就労困難状態に該当しなくなった日までの期間は、給付金月額を基準に日割り計算*3した金額をお支払いします。

<例>

*3 給付金月額 ÷ 30日 × 日割り計算の対象となる日数
(日割り計算の対象となる日数が30日を超える場合は、30日として計算します。)

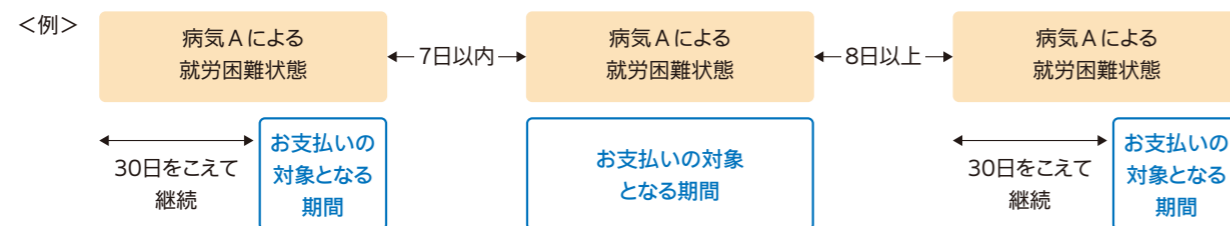
▶ 前ページからの続き

Q5

就労困難状態に複数回該当した場合、給付金はどのように支払われますか？

A5 就労困難状態に該当していない期間や就労困難状態の原因によってお取り扱いが異なります。

- 就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して7日以内に再び就労困難状態に該当し、かつ、その直接の原因となった病気・ケガが同一かまたは医学上重要な関係があるときには、継続している就労困難状態とみなして、給付金をお支払いします（再び就労困難状態が30日をこえて継続する必要はありません）。
この場合、就労困難状態に該当しなかった期間については、給付金はお支払いしません。また、再び就労困難状態に該当した日から最初に到来する支払基準日までの期間については、日割り計算した金額をお支払いします。
- 就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して8日以上経過後に再び就労困難状態に該当した場合、または、その直接の原因となった病気・ケガが異なるかもしくは医学上重要な関係がない場合には、再び就労困難状態が30日をこえて継続したときに給付金をお支払いします。

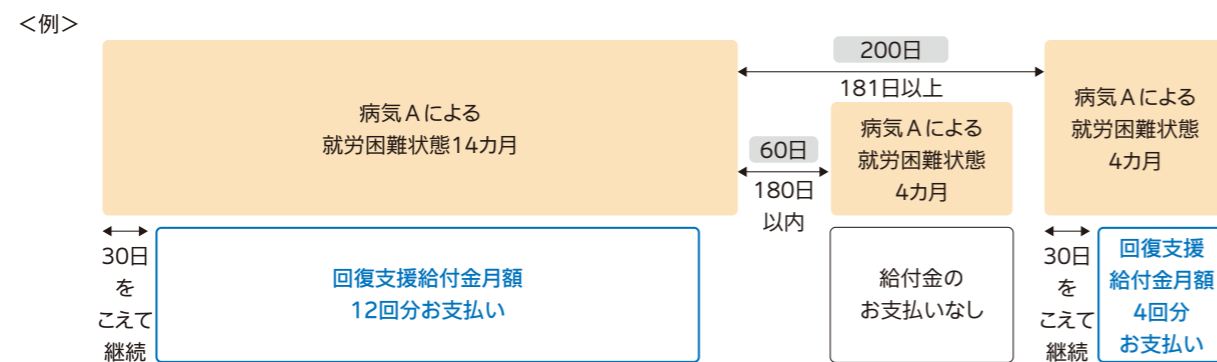


Q6

回復支援給付金を支払限度の12回まで受け取った後、再び就労困難状態になった場合はどうなりますか？

A6 就労困難状態に該当していない期間や就労困難状態の原因によってお取り扱いが異なります。

- 就労困難状態ではなくなった日の翌日から起算して180日以内に再び就労困難状態に該当し、かつ、それぞれの就労困難状態の直接の原因となった病気・ケガが同一かまたは医学上重要な関係があるときには、それぞれの就労困難状態による回復支援給付金の支払回数を合算し「同一の就労困難状態」についての支払限度（12回）を適用します。
- 前回支払対象となった就労困難状態から181日以上経過後に再び就労困難状態に該当した場合は、前回支払対象となった就労困難状態とは別の就労困難状態とみなし、回復支援給付金の支払回数を合算せず、それぞれ「同一の就労困難状態」の支払限度（12回）を適用します。



お申し込みの前にご確認ください。

(詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

税法上のお取り扱いについて

Q

税法上の取り扱いについて教えてください。

A 保険料・給付金の税金については、以下をご確認ください。

- 保険料について
納税する方が契約者（保険料負担者）、受取人が本人（契約者）または配偶者その他の親族（6親等内の血族と3親等内の姻族）であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。
- 各給付金について
受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。本商品の受取人は被保険者のため、給付金は非課税となります。

※法人契約の場合は異なります。

※2021年12月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。

実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。



メンタルヘルスに関するご相談

相談料・通話料 **無料**

こころの悩みについて相談したい

提供：(株)法研

- メンタルヘルス電話相談サービス
- メンタルヘルス面談サービス

傷病手当金や障害年金などに関するご相談

相談料・通話料 **無料**

※申請代行などにかかる費用はご利用者様負担

公的保障などに関する疑問や悩みについて相談したい

提供：(株)法研

- 傷病手当金電話相談サービス
- 障害年金電話相談サービス
- 社会保険労務士紹介サービス
- 就労復帰に関する窓口のご案内
- 障害年金に関するガイドブックのご提供

病気やケガの治療に関するご相談

病気やケガの悩みについて相談したい

- セカンドオピニオンサービス
(ベストドクターズ®・サービス)

医師の紹介および
セカンドオピニオン
受診費用

無料*

提供：(株)法研

- 治療を目的とした
専門医紹介サービス
(ベストドクターズ®・サービス)

医師の紹介に
かかる費用

無料*

提供：(株)法研

- 24時間健康
電話相談サービス

相談料・
通話料 **無料**

提供：(株)ウェルネス医療情報センター

* 検査や治療などにかかる費用はご利用者様負担
Best Doctors®およびベストドクターズは
Best Doctors, Inc. の商標です。

サービスに関する 注意事項

- ・このサービスは、(株)法研、(株)ウェルネス医療情報センターが提供するもので、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- ・これらのサービスは2022年3月22日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- ・サービスの内容や、その他ご利用にあたっての諸条件などにつきましては、<https://www.duckcounseling.jp/> をご確認ください。